

(社説) 憲法70年 先人刻んだ立憲を次代へ

朝日新聞 2017年5月3日

時代劇で江戸の長屋に住む八つぁん熊さんが万歳三唱をしたら、脚本家は落第である。

あれは日本古来の振る舞いではないと、NHK大河ドラマなどの時代考証を手がける大森洋平さんが著書で書いている。1889年、明治憲法の発布を祝うために大学教授らが作り出した。ちゃぶ台も洗濯板も、明治になって登場した。

動作や品物だけではない。

西欧の思想や文化に出会った当時の知識人は、その内容を人々に伝えようと苦心し、新しく単語をつくったり、旧来の言葉に意味を加えたりした。いまでは、それらなくして世の中は成り立たないと言ってもいい。

■消えた「個人」

個人、もその賜物(たまもの)の一つだ。

「すべて国民は、個人として尊重される」。日本国憲法第13条は、そう定めている。

根底に流れるのは、憲法は一人ひとりの人権を守るために国家権力を縛るものである、という近代立憲主義の考えだ。

英文では〈a s i n d i v i d u a l s (個人として)〉となっている。翻訳家の柴田元幸さんはここに、固有の権利を持つ人間というニュアンスを感じたという。もし〈a s h u m a n s (人間として)〉だったら「単に動物ではないと言っているだけに聞こえます」。

ひとり、一身ノ身持、独一個人(どくいつこじん)と〈i n d i v i d u a l〉の訳語に試行錯誤した福沢諭吉らがこの話を聞いたら、ひざを打ったに違いない。『文明論之概略』で福沢は、日本の歴史には「独一人の気象」がないと嘆いた。

個人の尊厳をふまえ、幸福を追い求める権利をうたいあげた13条の文言には、洋の東西を超えた先人たちの思いと労苦が息づいている。

ところが自民党は、5年前に公表した憲法改正草案で「個人」を「人」にしてしまった。

安倍首相は昨年、言い換えに「さしたる意味はない」と国会で答弁した。しかし草案作りに携わった磯崎陽輔参院議員は、自身のホームページで、13条は「個人主義を助長してきた嫌いがある」と書いている。

■和の精神と同調圧力

「個人という異様な思想」「個人という思想が家族観を破壊した」。首相を強く支持する一部の保守層から聞こえてくるのは、こんな声だ。

一方で、草案の前文には「和を尊び」という一節が加えられた。「和の精神は、聖徳太子以来の我が国の徳性である」と草案のQ&Aは説明する。

角突き合わさず、みんな仲良く。うまくことを進めるうえで「和」はたしかに役に立つ。

しかし、何が歴史や文化、伝統に根ざした「我が国」らしさなのかは、万歳三唱やちゃぶ台の例を持ち出すまでもなく、それぞれの人の立場や時間の幅の取り方で変わる。

国内に争乱の記録はいくらかもあるし、かつて琉球王国として別の歴史を歩んだ沖縄は、ここで一顧だにされていない。

一見もっともな価値を掲げ、それを都合よく解釈し、社会の多様な姿や動きを封じてしまう危うさは、道徳の教科書でパン屋が和菓子屋に変わった一件を思いおこせば十分だ。検定意見の根拠は「我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつ」と定めた学習指導要領だった。

ただでさえ同調圧力の強いこの社会で、和の精神は、するりと「強制と排除の論理」に入れ替わりうる。

■近代的憲法観の転覆

「個人」を削り、「和」の尊重を書きこむ。そこに表れているのは、改憲草案に流れる憲法観——憲法は歴史や伝統などの国柄を織り込むべきもので、国家権力を縛るものという考えはもう古い——である。

だから、人は生まれながらにして権利を持つという天賦人權説を西欧由来のものとして排除し、憲法を、国家と国民がともに守るべき共通ルールという位置づけに変えようとする。

これは憲法観の転覆にほかならない。経験知を尊重する保守の立場とは相いれない、急進・破壊の考えと言っていい。

明治憲法を起草した伊藤博文は、憲法を創設する精神について、第一に「君権（天皇の権限）を制限」し、第二に「臣民の権利を保護する」ことにあると力説した。むろん、その権利は一定の範囲内でしか認められないなどの限界はあった。

だが、時代の制約の中に身を置きながら、立憲の何たるかを考えた伊藤の目に、今の政権担当者の憲法観はどう映るか。

明治になって生まれたり意味が定着したりした言葉は、「個人」だけではない。「権利」も「自由」もそうだった。

70年前の日本国憲法の施行で改めて命が吹き込まれたこれらの概念と、立憲主義の思想をより豊かなものにして、次の世代に受け渡す。いまを生きる私たちが背負う重大な使命である。

社説

施行から70年の日本国憲法 前を向いて理念を生かす

毎日新聞 2017年5月3日

全20巻に及ぶ昭和万葉集は、戦前から戦後への激動期を、人びとがどんな感覚でくぐり抜けてきたかを伝える貴重な記録集だ。

1947年5月3日に施行された新憲法はこう詠まれている。

〈やけあとのつちもめぶきてあをみたりほこなき国をはるふかみつつ〉（金田一京助）

「ほこなき国」とは「武器を持たない国」を指す。焦土に残った木々の緑が深まる中で平和憲法が誕生した情景を歌ったのだろう。

それから70年。日本国憲法はきょう古希を迎えた。

民主主義の裾野広げる

現行憲法の源流は、敗戦直前に日本が受諾したポツダム宣言にある。

「基本的人権の尊重」「平和的傾向の責任ある政府の樹立」などの要求がそれだ。明治憲法は抜本的な改革が避けられなくなっていた。

日本政府は独自に改憲試案を作成したものの、旧憲法の修正にとどまっていた。このため、連合国軍総司令部（GHQ）民政局のスタッフ25人が原案を書き、実行を迫った。

このように現行憲法がGHQという圧倒的権力の下で制定されたことは疑いようがない。

それでも私たちは、戦後日本の建設にこの憲法が果たしてきた役割を高く評価すべきだと考える。

理由の第一は、民主主義の裾野を格段に広げたことだ。

国家を支配する最高の力、すなわち主権が、天皇から国民に移った。憲法による最大の変化だ。

言論の自由や生存権は、永久に侵せない基本的人権として保障された。法の下での平等原則によって男女同権が社会規範になった。憲法施行に先立ち、46年4月の衆院選からは婦人参政権が実現している。

第二は、廃虚から経済を復興させる礎になったことである。

民主化政策に伴う国民所得の平均化は国内の市場規模を拡大させた。55年時点で8・6兆円に過ぎなかった名目国内総生産は、72年に早くも10倍以上に膨張している。国民生活は明らかに豊かになった。

さらに特筆すべきは、平和国家としての自己像を定着させたことだ。

時々の国際情勢に応じて日本の安全保障政策はさまざまな圧力にさらされたが、憲法9

条は一線を越えないよう引き戻す力になってきた。

混じり合わない水と油

防衛力の整備を最小限に抑え、国家資源を経済に優先投入する路線は、憲法制定時の首相・吉田茂によって敷かれた。

国際政治学者の高坂正典（こうさかまさたか）は「完全非武装論と憲法改正論の両方からの攻撃に耐え、論理的にはあいまいな立場を断固として貫いた」と吉田の現実主義を肯定的に評している。

この憲法は誕生してから一度も改正されていない。世界の近代憲法の中で極めて珍しいことだ。

しかし、そのことは憲法をめぐる政治状況が健全であることを意味しているわけではない。

まず、基本的な憲法観についての深い断絶がある。

自民党は、自主憲法の制定を主眼に結成された。その思想の根底には、意に沿わぬ憲法を無理に保有させられたという屈辱感がある。

そして現在、この「押しつけ憲法」論を最も濃厚に引き継いでいるのが、安倍晋三首相だ。

他方で復古的な保守への反作用として、憲法には一切手を触れさせまいとする原理主義的な護憲勢力があった。戦前の軍国主義に対する嫌悪感が出発点になっている。

この両者は永遠に混じり合わない水と油のように反目し、憲法に対する冷静な議論を妨げてきた。

憲法を全否定する姿勢も、憲法を神聖視するのも、極論である。

特に隔たりが著しいのは、9条と日米安全保障条約のとらえ方だ。

戦争放棄と戦力不保持を規定した9条は、戦後体制の産物だ。これに対し、安保条約は東西冷戦という新たな国際環境が産み落とした。

両者は日本の安保政策にとって表裏一体の関係にある。ところが、異なる時代背景を持っているため、運用にあたっては著しく複雑な論理を必要としてきた。

この結果、9条は解釈変更が繰り返され、集団的自衛権行使を容認した安保関連法の審議過程では、国論を二分する論争に発展した。

さらに現行憲法の構造的な特質として、法律に対するグリップ力の弱さを指摘しなければならない。

典型は92条だろう。地方公共団体に関して「地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定しているだけで、具体的な内容は法律に任されている。

もしも「地方自治の本旨」とは何かが踏み込んで定義されていれば、米軍普天間飛行場の移設をめぐる政府と沖縄県の対立は異なる展開になっていたかもしれない。

ケネス・盛・マッケルウェイン東京大准教授の研究によると、ドイツ基本法（憲法）は地方分権の記述が3割を占めるのに対し、日本の憲法は全体の3%に過ぎないという。

憲法は国家の根本原則を定めたものだ。どこまでが憲法領域で、どこまでが法律領域かは、国によって異なる。ただ、統治の基本ルールを憲法に明示していなければ政府の恣意（しい）的な行動を招く可能性がある。

国際主義を深化させる

安倍政権の長期化が見込まれる中で、憲法論議はまったく新しいステージに上りつつある。すでに衆参両院で改憲を容認する勢力が3分の2以上を占め、自民党は改憲項目の絞り込みを目指している。

衆参の憲法審査会では、大災害の発生など緊急事態時に国会議員の任期延長を例外的に認める条項や、地方の人口減少に対応して参院議員を都道府県の代表に定義し直す案などが、検討対象に挙がっている。

時代の変化に合わせた統治ルールの修正はあってもいい。

だが、自民党の改憲論には「手始めに」の狙いがついて回る。任期延長などを導入部として本丸の9条改正に迫る思惑が透けて見えるため、議論が堂々巡りになってしまう。

結局は、主要な与野党間で9条についての共通理解が必要になる。

まずは憲法論議をより前向きなものにしていくために、国際協調主義の深化を訴えたい。

自国エゴに基づく防衛論を主張したり、逆に日本だけ軍事と無縁であればいいと考えたりせず、国際平和を追求する中で9条の今日的なあり方をとらえ直すことだ。

南スーダンの国連平和維持活動（PKO）から陸上自衛隊が撤収すれば、部隊での日本のPKO参加はゼロになる。

21世紀に入り、PKOは武力を使ってでも住民保護を優先する流れが強まっている。9条の平和主義を維持しながら、日本がどう世界の安全に貢献するかは、苦しくても答えを出さなければならない課題だ。

海洋国家・日本の生命線は、世界との平和的なつながりである。現行憲法の役割を、グローバルに発展させることで、後ろ向きの「押しつけ論」から脱却できるはずだ。

社説

憲法施行70年 自公維で3年後の改正目指せ

読売新聞 2017年05月03日

◆「本丸」に着手するなら戦略的に◆

憲法はきょう、施行から70周年を迎える。

国民主権、平和主義、基本的人権を3原則とする憲法は、国民に広く支持され、定着した。

一方で、一度も改正されていないため、内外の情勢が大きく変化する中で、様々な歪みや乖離が起きているのは確かである。

安倍政権の安全保障関連法制定は、現憲法の枠内で齟齬そごを是正する一つの試みだった。だが、日本を取り巻く国際情勢の悪化を踏まえれば、十分とは言えない。

◆幅広い合意形成が重要

国の最高法規を、新たな時代の多様な課題にきちんと対応できる内容に着実に見直す。与野党には、その重要な作業に誠実かつ真摯しんしに取り組む責任がある。

安倍首相は読売新聞とのインタビューで、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と語り、20年までの憲法改正・施行の実現に向けて意欲を示した。

憲法改正に前向きな勢力は、衆参両院で改正発議に必要な3分の2を超えているのに、肝心の両院憲法審査会での論議は停滞気味と言わざるを得ない。首相自らが、あえて改正の目標年を明示して、議論の活性化を図ったことは評価できよう。

首相は、具体的な改正項目として、9条を挙げ、「私の世代で自衛隊が違憲だと言われる状況を変えねばならない」と強調した。

戦争放棄などを規定した現行の1、2項は維持し、自衛隊の根拠規定を追加する案にも言及した。自民党総裁として、党の具体案作りを急がせるという。

自衛隊は軍隊や戦力でないため憲法に反しない。今の政府解釈は確かに、極めて分かりづらい。多くの憲法学者が自衛隊を「違憲」と決めつける異常な状況を早期に解消すべきだ、という首相の問題意識は理解できる。

最近、北朝鮮は核・ミサイル開発に伴う軍事的挑発を繰り返し、中国は独善的な海洋進出や軍備増強を続ける。自衛隊を憲法に明確に位置づける必要性は大きい。

◆教育無償化は慎重に

9条改正でこの点を前面に掲げるのは、「加憲」を主張する公明党や、改正に慎重な民進党に配慮し、より多くの党の賛成で改正の発議を目指すためだろう。

国民投票で過半数の賛成が必要という改正のハードルの高さを踏まえれば、幅広い合意形成を優先するのは当然だ。仮に最初の国民投票で改正が失敗すれば、その後、改正は何年も遠のくだろう。

首相は13年に改正要件を緩和する96条の改正を唱えた際、「先行改憲」などと批判され、96条改正論を封印した経緯もある。

9条は憲法改正の本丸だ。国論を二分しかねない、重いテーマでもある。自民党は、衆参両院の憲法審査会の議論を踏まえ、民進党とも丁寧に意見交換し、戦略的に取り組まねばならない。

首相は、教育の無償化を実現するための改正にも前向きな考えを示した。「高等教育も全ての国民に真に開かれたものとしなければならない」と語った。

教育無償化を憲法改正の3本柱の一つに掲げる日本維新の会との連携を強化する狙いがある。

しかし、無償化の対象を、義務教育の小中学校だけでなく、幼稚園・保育園から高校、大学にまで広げる場合、年間4兆円超の財源を要するとされる。国債発行で賄うような安易な「次世代へのつけ回し」は禁物だ。

親の所得制限を伴う給付型奨学金の拡大といった代替案を含め、慎重な検討が求められる。

大規模災害時における緊急事態条項の創設も重要な論点だ。

国政選が実施できないような被害が出た場合、国会議員の任期延長を可能にしておく。こうした特例措置には、与野党を問わず、支持する意見が多い。

◆緊急事態条項の検討を

より効果的な被災者の救助・支援のため、首相権限を一時的に強化する規定も、多くの国の憲法が備えている。「災害大国」の危機管理策を真剣に検討すべきだ。

地方の人口減少が続く中、参院選の合区の是非についても、本格的に議論する必要がある。

地方では、「我々の声が国政に届きにくくなる」との危機感が強い。合区の解消には、参院議員に地域代表の性格を持たせ、全都道府県から最低1人を選出する仕組みの導入が一案とされる。

衆参両院の役割分担を含めた根本的な議論が欠かせない。現在は、参院各会派の代表が参院選挙制度改革を協議しているが、有識者を交えた議論の場を新設することも考えてはどうか。

【社説】

憲法70年に考える 9条の持つリアリズム

東京新聞 2017年5月3日

日本国憲法が施行されて七十年。記念すべき年ですが、政権は憲法改正を公言しています。真の狙いは九条で、戦争をする国にすることかもしれません。

七十年前の一九四七年五月三日、東京新聞（現在の中日新聞東京本社）に憲法担当大臣だった金森徳次郎は書いています。

＜今後の政治は天から降って来る政治ではなく国民が自分の考えで組（み）立ててゆく政治である。国民が愚かであれば愚かな政治ができ、わがままならわがままな政治ができるのであって、国民はいわば種まきをする立場にあるのであるから、悪い種をまいて収穫のときに驚くようなことがあってはならない＞

◆「平和の一路に進む」

金森は名古屋市出身で、旧制愛知一中（現旭丘高）、東京帝大法卒。大蔵省を経て法制局長官になっています。戦後、貴族院議員になり、第一次吉田茂内閣で国务大臣をつとめました。帝国議会ではこんな答弁もしています。憲法九条についてです。

＜名実ともに平和の一路に進む態度を示しましたことは、画期的な日本の努力であると思う（中略）衆に先んじて一大勇気を奮って模範を示す趣旨である＞

九条一項の戦争放棄は二八年のパリ不戦条約の眼目でした。だから、九条の驚きは、むしろ二項で定めた戦力を持たないことと交戦権の否認です。前述の金森の答弁はこれを「画期的」だと述べているのです。

日本国憲法の第一章の「天皇」に次いで第二章が「戦争の放棄」ですから、この憲法の中核のアイデンティティーであることが外形的にもうかがわれます。多くの条文を九条が根底から支えているとも言われています。

しかし、新憲法に対しては、当時から不満の声が一部にありました。とくに旧体制の中枢部にいた人たちからです。

◆法の枠が崩れていく

天皇に政治的な権力がないことを嘆いていたのです。だから「山吹憲法」とか「避雷針憲法」とか軽蔑的な呼び方をしました。山吹とは室町時代の武将・太田道灌の「実の一つだになきぞかなしき」の故事になぞらえています。避雷針は雷が天皇に落ちないように避ける手段だと読んだのです。

もちろん「押しつけ憲法」という声もいまだにあります。でも、新憲法案が七十年前、帝国議会の衆議院でも貴族院でも圧倒的な大多数で可決されていることを忘れてはなりません。衆議院では賛成四百二十一票、反対八票、これが議会での現実だったのです。

九条も悲惨な戦争を体験した国民には希望でした。戦争はもうこりごり、うんざりだったのです。かつて自民党の大物議員は「戦争を知る世代が中心である限り日本は安全だ。戦争を知らない世代が中核になったときは怖い」と言っています。今がそのときではないでしょうか。

集団的自衛権の行使容認を閣議で決めたときは、憲法学者らから法学的なクーデターだという声が上がりました。九条の枠から逸脱しているからです。安全保障法制もつくりましたが、これで専守防衛の枠組みも崩れました。でも、改憲派がもくろむ九条を変えて、

戦争をする国にすることだけは阻止せねばなりません。

何しろ今年の日中戦争から八十年の年にもあたります。勃発時には参謀本部内では戦争の不拡大を主張する意見もありましたが、主戦論にのみ込まれ、それから八年もの泥沼の戦争に陥りました。相手国は百年たっても忘れない恨みであることでしょう。

それなのに一部は反省どころか、ますます中国と北朝鮮の脅威論をあおり立てます。同時に日米同盟がより強調され、抑止力増強がはやし立てられます。抑止力を持ち出せば、果てしない軍拡路線に向かうことになるでしょう。

実は九条が戦後ずっと軍拡路線を防いでいたことは間違いありません。それも崩せば国民生活が犠牲になることでしょう。

戦後、首相にもなったジャーナリストの石橋湛山には、こんな予言があります。

◆軍拡なら国を滅ぼす

くわが国の独立と安全を守るために、軍備の拡張という国力を消耗するような考えでいったら、国防を全うすることができないばかりでなく、国を滅ぼす

これが九条のリアリズムです。「そういう政治家には政治を託せない」と湛山は断言します。九条の根本にあるのは国際協調主義です。不朽の原理です。

国民は種まきをします。だから「悪い種をまいて収穫のときに驚くようなことがあってはならない」一。金森憲法大臣の金言の一つです。愚かな政治を招かないよう憲法七十年の今、再び九条の価値を確かめたいものです。

主張

憲法施行70年

安倍政権の執念と矛盾見据え

しんぶん赤旗 2017年5月3日(水)

日本国憲法が、1946年11月3日に公布、半年後の翌47年5月3日に施行されてから、70年を迎えました。70年の長きにわたって憲法が維持されてきたこと自体、国民に支持され、定着してきたことを証明するものです。占領下の「押し付け」を言い立て、改憲を公言する安倍晋三政権のもと、秘密保護法や安保法制＝戦争法の制定、「共謀罪」導入など解釈改憲の策動が相次ぎ、9条など憲法の条文そのものも変えてしまう明文改憲までかつてない動きを見せています。改憲の執念とともに矛盾を見据え、70年を経た憲法を守り生かしていくことが重要です。

歴史が裏付けた値打ち

施行70年を記念して、東京・竹橋の国立公文書館や永田町の憲政記念館で記念の展示が行われています。その一つ、公文書館に展示された日本国憲法の原本は、強い力で迫ってくるものがあります。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し…政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し…この憲法を確定する」(前文の冒頭)

国民主権、平和主義と戦争放棄、基本的人権の尊重などは、日本国憲法の大切な原則です。

アメリカの法学者はかつて、世界の成文化された憲法を比較して、「世界でいま主流になった人権の上位19項目までをすべて満たす」と述べたことがあります(「朝日」2012年5月3日付)。日本の憲法は、手付かずに生きてきたその「長さ」だけでなく、「信教の自由」や「女性の権利」など、人権保障の「先進ぶり」でも抜きん出ているというのがその指摘です。

日本国憲法は、アジア・太平洋戦争での敗戦からわずか1年余りで制定、公布されました。安倍首相や改憲勢力は占領下の「押し付け」を言い立てますが、戦争による日本全土の荒廃が目の前にあり、二度と戦争の惨禍は繰り返さないという国民的な決意が背景となって制定され、70年にわたって憲法を支えてきたのは明白です。

「昭和二十二年(一九四七年)五月三日—それは私たち日本国民が永久に忘れてはならない新日本の誕生日である」(憲法普及会『新しい憲法 明るい生活』)

「こんどの憲法では、日本の国が、決して二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは…戦争をするためのものは、いっさいもたないということ(中略) もう一つは…決して戦争によって…じぶんのいいぶんをとおそうとしないということ」(文部省『あたらしい憲法のはなし』)

公布や施行に前後して、政府や国会から大量に発行された憲法の解説にも、新憲法に対する国民の高揚感が示されています。

守り生かす国民の意思

安倍首相のように、憲法を「押し付け」と非難し、明文であれ、解釈であれ、「壊憲」の策動を繰り返すことが、こうした出発点に反しているのは明らかです。安倍首相が「任期中の改憲」を公言しても、改憲派でさえまとまらず、国会での改憲案づくりが前進しないのも、国民の意思に根本的に反しているからです。

改憲の執念は軽視しない。しかし矛盾も大きいことを直視し、憲法を守り生かしていきましょう。